

2 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成28年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、平成27年分の贈与税の申告において、祖父(国税一郎)からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注)「特例税率」については、2ページを参照してください。

麹町 税務署長 平成29年2月2日提出 平成28年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) FD4726

提出用 事務所用

〒×××-×××× (電話 ×××-×××-××××)
住所 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号
ABCビル585号室

フリガナ コクセイイ ソウタロウ

氏名 国税 壮太郎

個人番号 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。
法人番号

生年月日 3 5 5 . 0 9 . 2 5 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)
整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

第一表(平成28年分以降用)
財産取得した年月日 財産の価額 過去の贈与税の申告状況
平成28年09月19日 5000000 平成27年分 麹町 署

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分
贈与者の住所・氏名(フリガナ) 住所 千代田区霞が関3丁目1番1号
氏名 国税 一郎 続柄 3 (直系尊属) 父 母 祖 父 母 以上以外 (特例の場合に記入します)
生年月日 3 0 4 . 1 1 . 0 3
住所 千代田区霞が関3丁目1番1号
氏名 国税 一郎 続柄 (直系尊属) 父 母 祖 父 母 以上以外 (特例の場合に記入します)
生年月日

ii 一般贈与財産分
住所 氏名 続柄 (直系尊属) 父 母 祖 父 母 以上以外 (特例の場合に記入します)
生年月日

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③

【合計欄】 暦年課税分(③の控除後の課税価格) (単位:円)

I 暦年課税分
④ 暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) 5000000
⑤ 基礎控除額 1100000
⑥ ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) 3900000
⑦ ⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します) 485000
⑧ 外国税額の控除額
⑨ 医療法人持分税額控除額
⑩ 差引税額(⑦-⑧-⑨) 485000

II 相続時精算課税分
⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)
⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)

III 合計
⑬ 課税価格の合計額(①+②+③) 5000000
⑭ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) 485000
⑮ 農地等納税猶予税額
⑯ 株式等納税猶予税額
⑰ 医療法人持分納税猶予税額
⑱ 申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑯-⑰) 485000
⑲ この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額
⑳ 申告期限までに納付すべき税額の増加額

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(控用)の裏面をご確認ください。

転記します。

作成 税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者印

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

記入漏れが多い箇所ですのでご注意ください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、85ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません)。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	5,000,000円
基礎控除額	㊧	1,100,000円
㊧の控除後の課税価格【㊦-㊧】	㊨	3,900,000円
㊨に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊩	485,000円

(例) 特例贈与財産6,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(㊦)から基礎控除額(㊧)を控除した課税価格(㊨)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㊩)を計算します。〕

㊦6,000,000円 - ㊧1,100,000円 = ㊨4,900,000円
㊨4,900,000円 × 20% (特例税率) - 300,000円 (控除額) = ㊩680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000千円を超えるとき
- ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㊦5,000,000円)から基礎控除額(㊧1,100,000円)を控除した課税価格(㊨3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(㊩485,000円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、85ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。